

工事請負仮契約書（案）

- 1 工事番号 第20-70011-0002号  
工事の名称 伊達地区特別支援学校新築（建築）工事
- 2 工事の場所 福島県伊達市保原町大泉字大館 地内
- 3 工期 着工 福島県議会の議決を得た日から3日を経過した日  
完成 令和4年2月28日
- 4 工事請負代金の額 金 円也  
うち取引に係る消費税及び地方消費税の額 金 円也
- 5 契約保証金 金 円也
- ただし、福島県工事請負契約約款（以下「約款」という。）第4条第1項第4号又は第5号に規定する保証を付したときは、免除する。

上記の工事について、発注者 福島県 と受注者 \_\_\_\_\_ は、福島県工事請負契約約款の各条項及び別に発注者が指示する設計図書並びに次の特約条項の定めるところに基づいて、請負契約を締結する。

上記契約の証として、本書2通を作成し、当事者記名押印の上、それぞれ1通を保有する。

令和 年 月 日

発注者 住 所 福島県福島市杉妻町2番16号

氏 名 福島県

福島県教育委員会教育長 鈴木 淳一

受注者 企業体名 特定建設工事共同企業体

構成員（代表者）

住 所

氏 名

構成員

住 所

氏 名

## 特記事項

上記工事が、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第104号)第9条第1項に規定する対象建設工事の場合は、分別解体等の方法、解体工事に要する費用、再資源化等をすすめる施設の名称及び所在地並びに再資源化等に要する費用について別途書面により、記名押印をして契約当事者相互に交付すること。

## 特約条項

第1 この契約は、継続費に基づく契約とし、各会計年度における請負代金額の支払いの限度額(以下「支払限度額」という。)は、次のとおりとする。

令和2年度 円

(請負代金の50%以内の額で別(契約時)に示す額)

令和3年度 工事請負代金額から令和2年度までの支払額を差し引いた額

2 発注者は予算上の都合その他必要があるときは、第1項の支払限度額を変更することができる。

第2 受注者は、受注者の申請に基づき発注者が認める場合、福島県又は市町村が発注し受注者が受注している他の工事(以下「他の工事」という。)の現場代理人をこの工事の現場代理人とすることができる。この場合において約款第10条第2項中「工事現場」は、この工事の工事現場と当該他の工事の現場を通じて一の工事現場とみなすものとする。なお、受注者の申請及び発注者の承認は文書により行い、発注者は承認の際に必要な条件を付すことができる。

第3 本契約における前払金については、約款第35条第1項中「10分の4」とあるのは「10分の5」と、同条第3項中「1,000万円以上で、かつ、工期が100日以上」とあるのは「300万円以上」と、同条第6項中「10分の4」とあるのは「10分の5」と、「10分の6」とあるのは「10分の7」と、同条第7項及び同条第8項中「10分の5」とあるのは「10分の6」と、「10分の6」とあるのは「10分の7」と読み替えて、この規定を準用する。

(注 この特約条項は、調査基準価格(非公表)を下回り落札者となった場合は、特約しない。この場合、特約条項第4以下の各条項を1条繰り上げることにする。)

第4 約款第4条第2項及び第5項中の「10分の1」とあるのは「10分の3」と読み替える。

第5 本契約における前払金については、約款第35条第1項中「10分の4」とあるのは「10分の2」と、同条第6項中「10分の4」とあるのは「10分の2」と、「10分の6」とあるのは「10分の4」と、同条第7項及び同条第8項中「10分の5」とあるのは「10分の3」と、「10分の6」とあるのは「10分の4」と読み替えて、この規定を準用する。

第6 受注者は、建設業法(昭和24年法律第100号)第26条第1項又は第2項で規定する主任技術者又は監理技術者について、同等以上の要件(主任技術者又は監理技術者となるための要件)を満たす者2名を配置する。

なお、当該工事が建設業法第26条第3項の規定に基づき、主任技術者又は監理技術者の専任を要する工事である場合は、2名とも専任を要し、追加で配置する技術者については他の工事との兼務は認めない。(建設業法施行令第27条第2項の適用は認めない。)

(注 第4、第5及び第6の特約条項は、入札金額が調査基準価格(非公表)を下回った場合に特約することとし、下回らなかった場合は特約しない。)

第7 約款第37条に次のただし書を加える。

ただし、平成28年4月1日から令和3年3月31日までに新たに請負契約を締結する工事に係る

前払金で、令和3年3月31日までに払出しが行われるものについては、前払金の100分の25を超える額及び中間前払金を除き、この工事の現場管理費及び一般管理費等のうちこの工事の施工に要する費用に係る支払いに充当することができる。

第8 約款第38条第1項ただし書の表中、請負代金の額2,000万円以上の場合、発注者と受注者とが協議して定める各会計年度の部分払を請求できる回数は3回（中間前払をする場合は2回）とする。